

第11号様式の4 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会開催)

会派・議員名 田尻 匠

年 月 日	平成30年 6月 10日 (日)			
場所	富雄南公民館 (奈良市中町501番地の3)			
研修会名	新奈良県総合医療センター周辺整備について学習会			
相手方 (人数)	135名			
開催目的	新奈良県総合医療センター周辺整備について説明し、質問を頂きながら県政の施策を理解のうえで、意見・要望を頂く			
内容、結果等 ※研修会開催の 効果を明記のこ と	<p>案内送付件数：約2,500部 (手渡しを含む)</p> <p>出席者数：135名</p> <p>所要時間：約1時間</p> <p>富雄南地域の関心事である新奈良県総合医療センター周辺整備について、計画中のアクセス道路工事内容説明、周回道路の建設経緯説明、最寄駅からのバス便新設要望などの質疑応答で出席者の理解を深めて頂いた。</p>			
開催に要した 経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	封筒代 米岡印刷株式会社	10,925 円	@4.37 x 2,500 部	2
	案内の送付(631局以外)奈良西郵便局	7,216 円	@82 x 88 通	4
	案内の送付(631局)奈良西郵便局	116,704 円	@56 x 2,084 通	5
	合計	134,845 円	(すべて政務活動)	
備考	添付資料：新奈良県総合医療センター周辺整備について 学習会のご案内			

注 研修会の次第や資料、会場の写真等を添付してください。

新奈良県総合医療センター周辺整備について 学習会のご案内

奈良県議会議員

西千代ヶ丘自治会相談役 田尻 匠

新緑の候 皆様には益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

さて、奈良市七条町に移転建設中でした新奈良県総合医療センター（県立奈良病院）が、いよいよ5月1日にベッド数540床で開院する事になります。そして周辺が奈良県によって大きく整備されます。県道枚方大和郡山線の4車線化・第2阪奈中町インターの橋梁の新築・中町の県営駐車場跡地の道の駅構想と着々と整備を進めて参ります。

様々な課題を皆様にお伝え致したく、学習会を下記の通り開催させて頂きます。是非、ご参加いただきます様ご案内申し上げます。

記

◎日 時 平成30年6月10日（日） 午後2時より

◎場 所 富雄南公民館 奈良市中町501番地の3

*当日詳細な資料と地図をお渡し致します。

以上

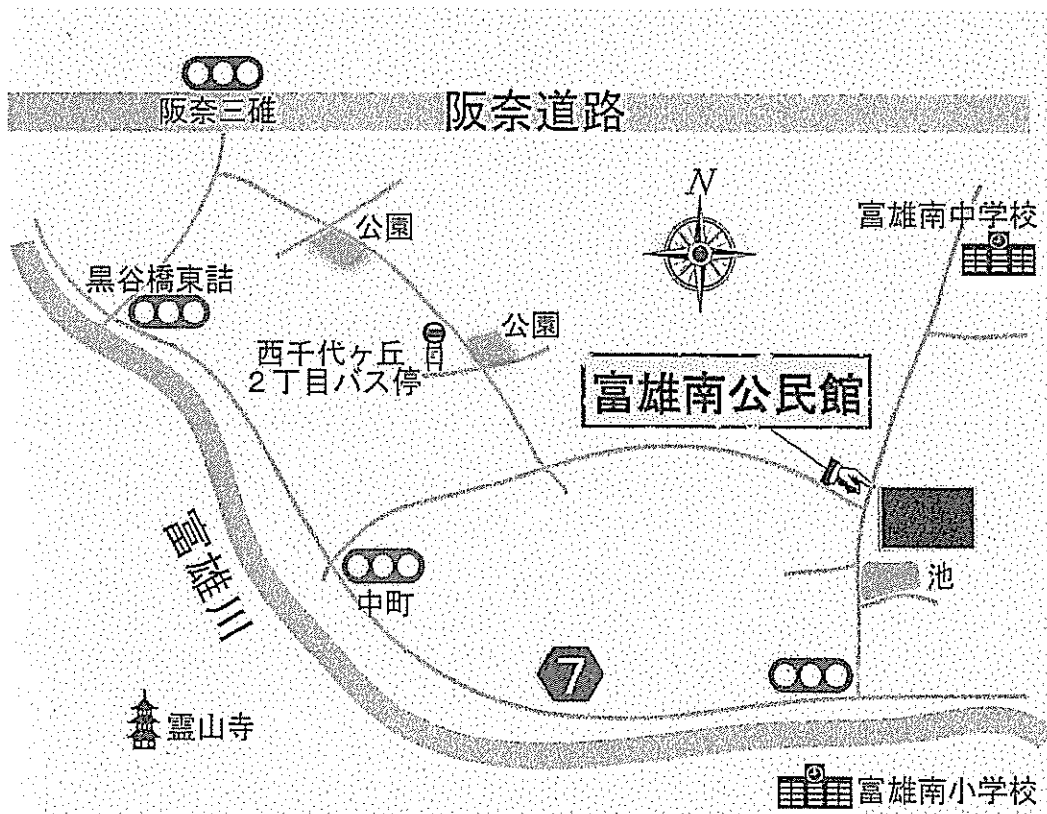
〒630-8213

田尻匠 事務所

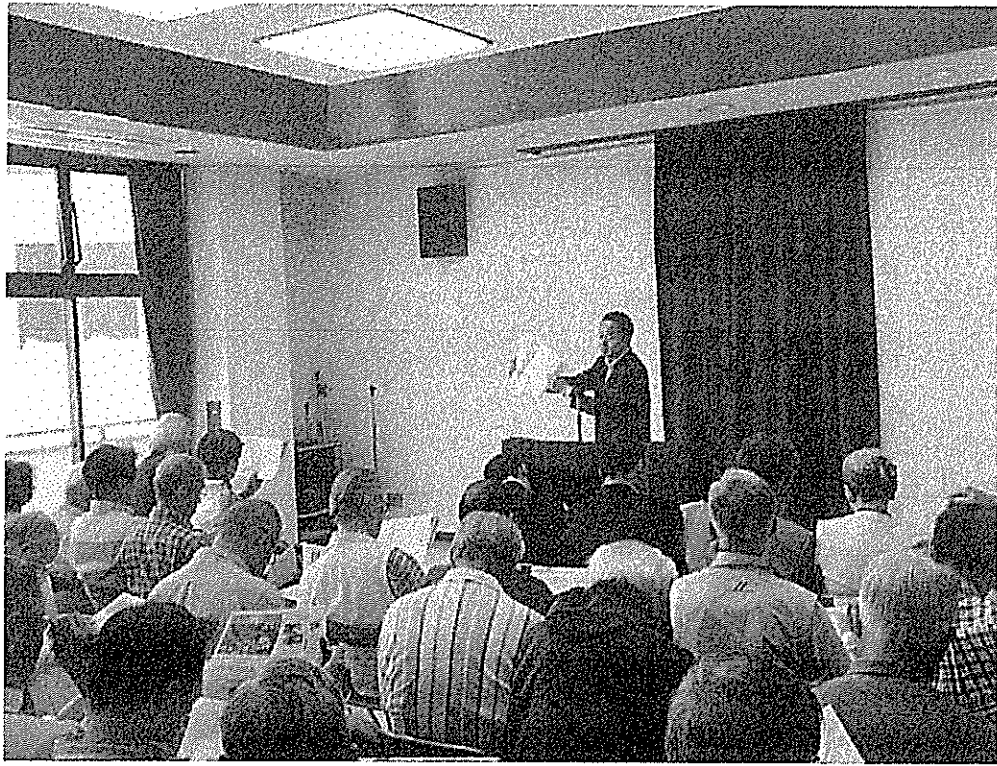
奈良市登大路町36番地 大和ビル2階

電話番号

0742-26-1000



ご協力お願いします
駐車場に限りがありますので



奈良県政報告

新奈良県総合医療センター 周辺整備

奈良県議会議員

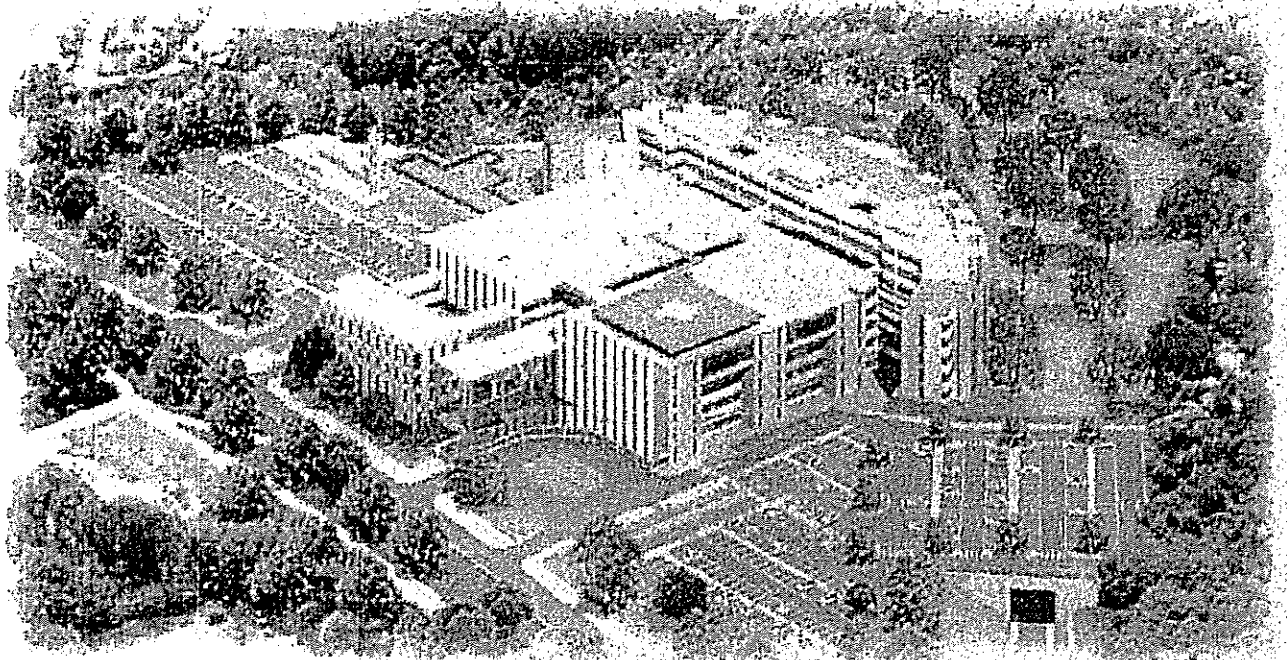
田尻匠



地方独立
行政法人

奈良県立病院機構

新奈良県総合医療センター



南に南方向からの見取り図

全室南向きの明るい病棟、開放的な広い外来。
患者さんの治療意欲を育む、和やかな環境です。

◆建物概要

- 所在地 : 奈良市七条西町2丁目 地内
- 構造 : 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 (免震構造)
- 階数 : 地下1階、地上7階
- 高さ : 24.9m
- 建築面積 : 14,114.46㎡
- 延床面積 : 67,525.73㎡
- 病床数 : 540床
- 駐車台数 : 560台 駐輪台数214台
- 平成30年5月1日開院

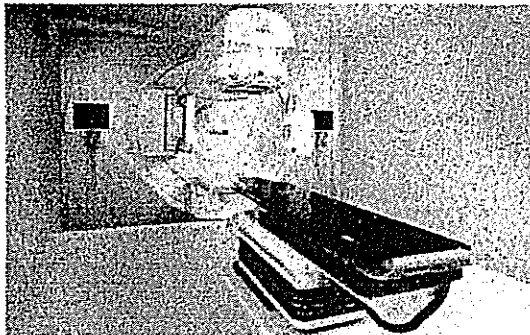
奈良県の北和地域の 高度医療を支えていきます

診療科目

消化器内科	糖尿病・内分泌内科	呼吸器内科	
循環器内科	腎臓内科	神経内科	
小児科	精神科	緩和ケア内科	消化器・肝胆臓外科
呼吸器外科	心臓血管外科	整形外科	脳神経外科
脊椎脊髄外科	皮膚科	形成外科	泌尿器科
	産科	婦人科	眼科
耳鼻いんご科	耳鼻咽喉科	皮膚科	麻酔科
放射線科	救急診療科	病理診断科	リハビリテーション科

新センターでは、新たに **30** の診療科が誕生します

最新の医療機器の導入



放射線治療装置



ダ・ヴィンチ

医療設備の充実

ER (二次・三次) の拡充

ICU・HCU の増床

ドクターヘリ受入用ヘリポートの設置

手術室の増室

MFICU・LDR 室の整備

外来化学療法室の拡充

奈良県ドクターヘリ

～平成 29 年 3 月 21 日から運航開始～

【ドクターヘリとは】

- 救急医療用の医療機器などが装備され、救急医療の専門医や看護師が搭乗する専用のヘリコプター
- 医師による治療が早く開始でき、患者の救命率の向上や後遺症の軽減などが期待されます

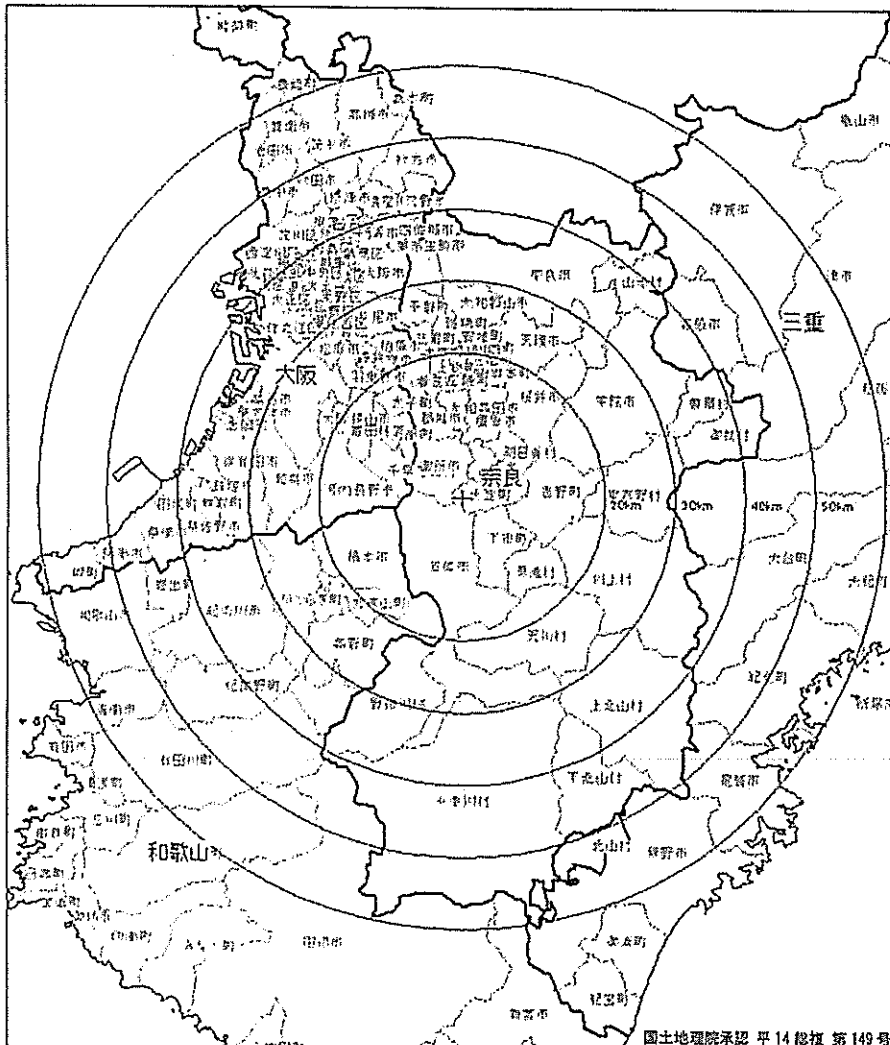


【運航時間】

原則として午前 8 時 30 分～日没まで 365 日運航 夜間や天候不良時は運航不可

【出動範囲】

県内全域（片道 15 分以内で全県をカバー）

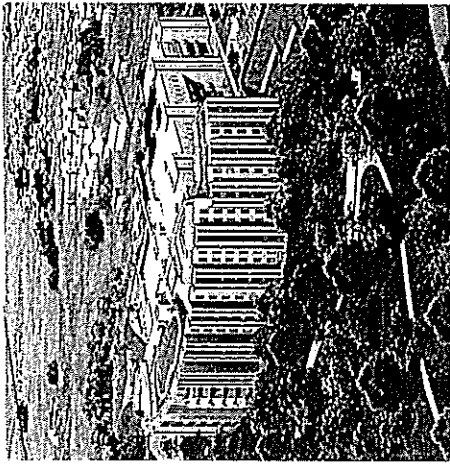


都市計画道路 石木城線の開通について

石木城線は、北和地域の高度医療拠点病院であり、地域医療を支える役割をもつ新奈良県総合医療センターのアクセス道路として位置付けられた重要な路線です。

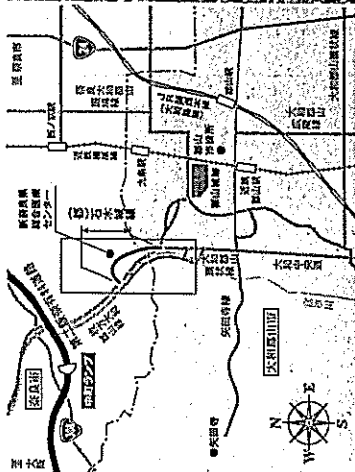
現道の県道枚方大和郡山線をバイパスする本路線と病院を一体的に整備し、周辺道路から本路線を経由して病院に接続する安全で確実なアクセスを確保することで、質の高い医療の効率的な提供を図ります。

また、事業区間周辺の現道は狭隘で車両の離合が困難な状態であるため、バイパスとなる本路線により、当該箇所の交通負荷を軽減し交通の円滑化を図ります。



新奈良県総合医療センターの完成イメージ(平成30年5月1日現在予定)

航空写真



位置図

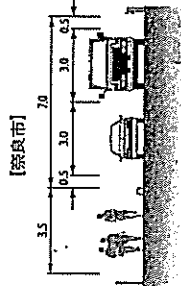
概要

区間	(自)奈良市石木町～(至)大和郡山市城町
延長	1.0km
道路区分	第4種2級
道路構造	車線数：2車線 車線幅員：1車線あたり3.0m 標準幅員：10.5m
事業費	32.5億円

これまでの経緯

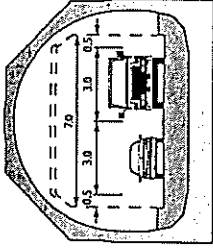
平成24年度	都市計画決定
平成25年度	事業着手
平成27年度	用地買収完了
平成30年1月	全線開通

標準断面図(単位:m)

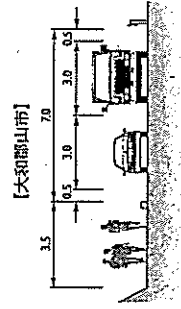


北宮向き(奈良市→新奈良県総合医療センター)

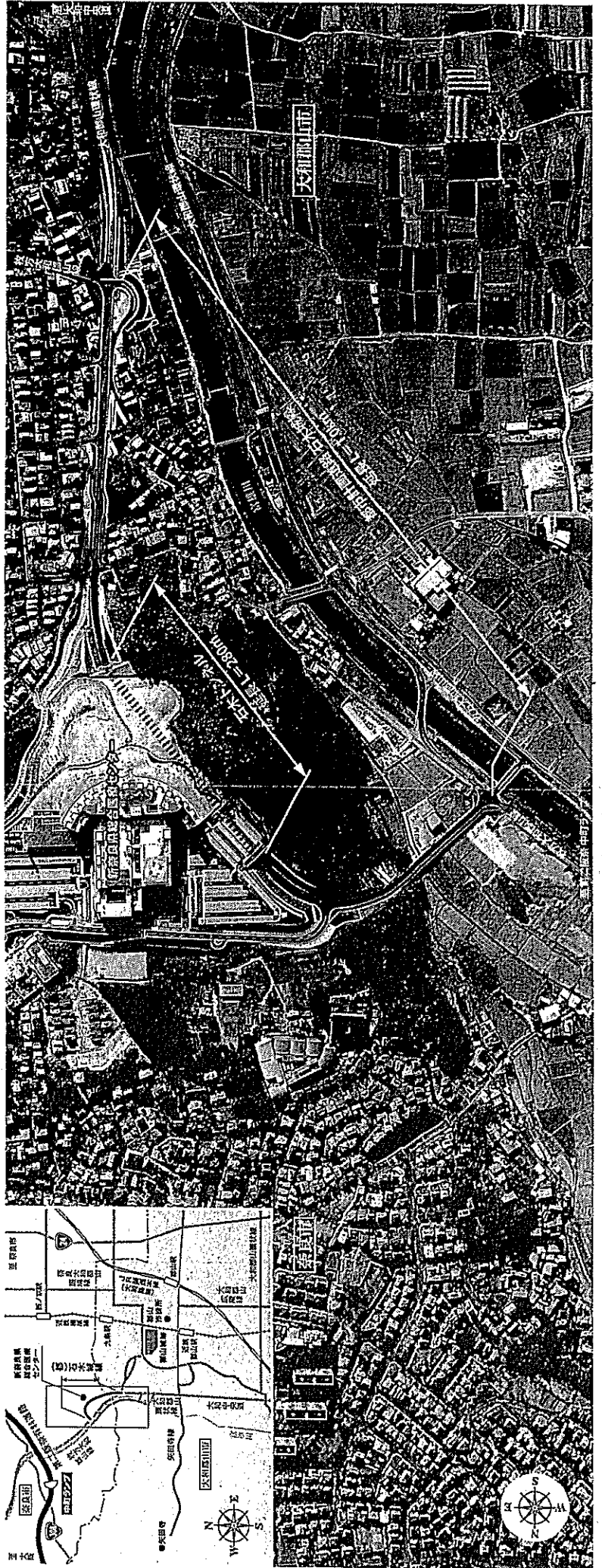
標準断面図



南宮向き(奈良市→大和郡山市(南))



南宮向き(奈良市→大和郡山市(南))



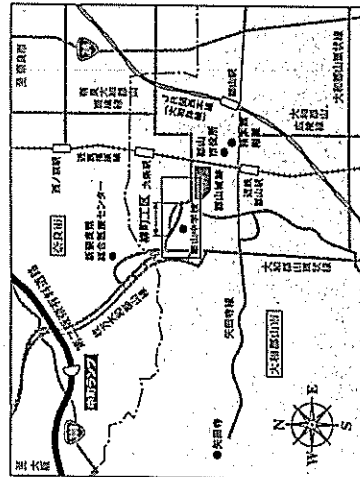
主要地方道 枚方大和郡山線〔柳町工区〕の開通について

主要地方道枚方大和郡山線は、第二阪奈有料道路中町ランプと大和郡山市中心部を結ぶ主要幹線道路であり、郡山城跡への観光道路としても重要な路線です。また、北和地域の医療を支える高度医療拠点病院である新奈良県総合医療センターへの東部からのメインアクセス道路として位置付けられています。

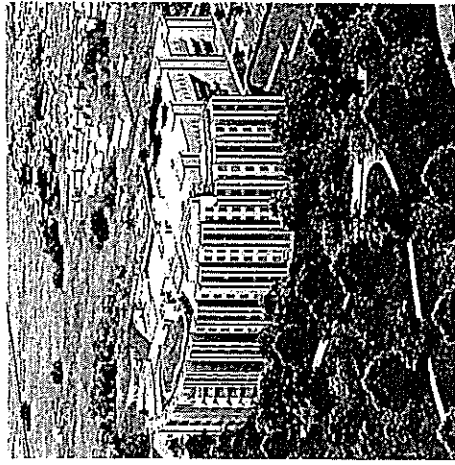
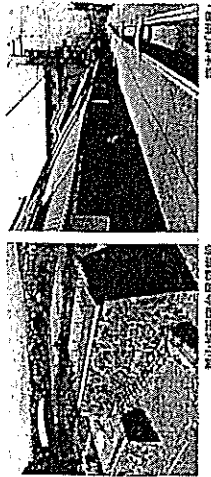
しかしながら、現道は狭間で車両のすれ違いが困難な状況です。また、通学路として指定されているにもかかわらず、歩道が整備されていない区間が多く、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしています。

本工区の整備により、新奈良県総合医療センターへのスムーズなアクセスを確保するとともに、現道の狭隘区間の解消により地域の安全・安心を支え、さらに、第二阪奈有料道路から大和郡山市中心部へのアクセス強化により、周辺地域の更なる活性化に貢献するものと期待されています。

位置図

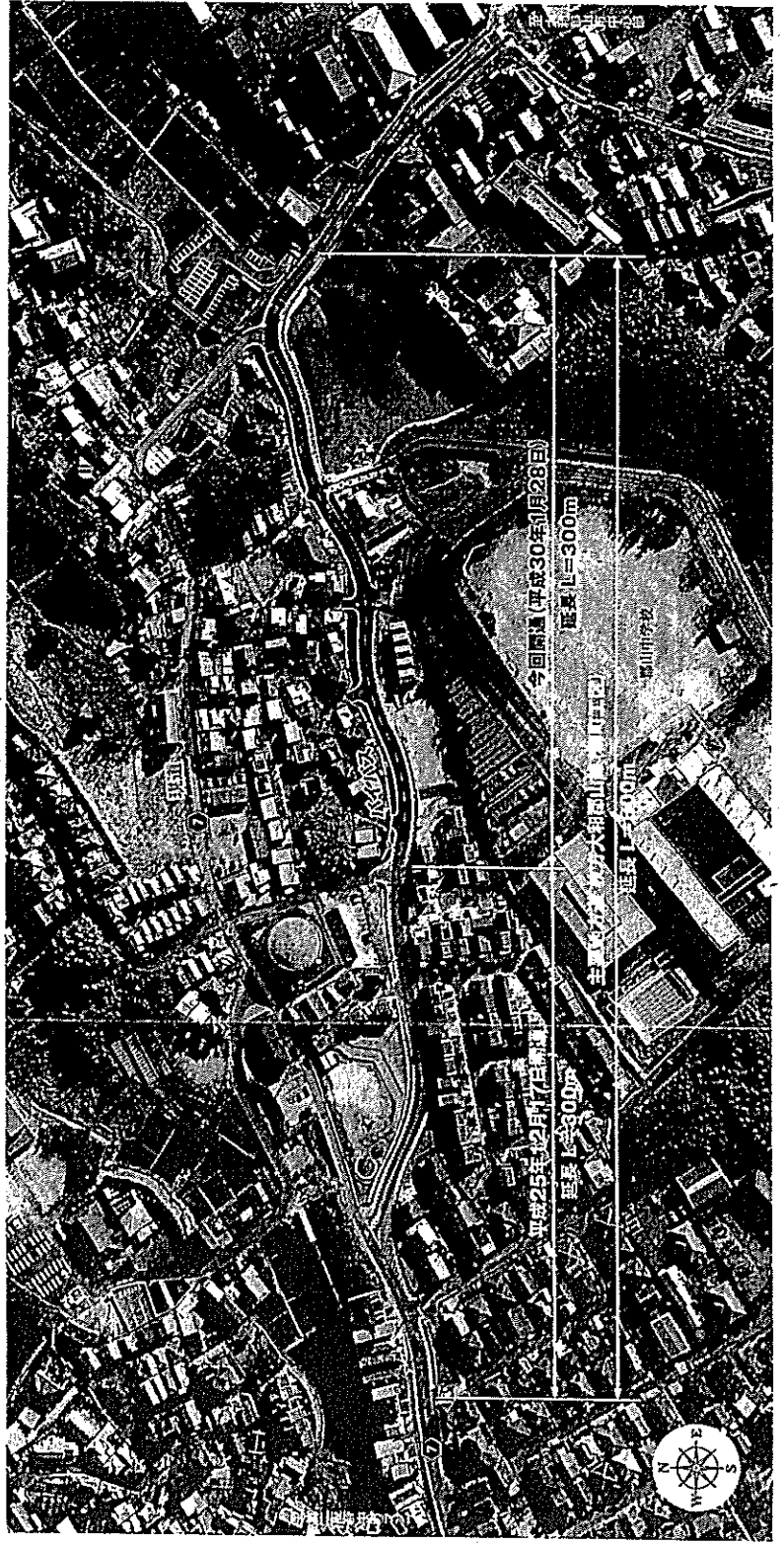


大和郡山市の名所



新奈良県総合医療センターの周辺イメージ(平成30年5月1日撮影予定)

航空写真



概要

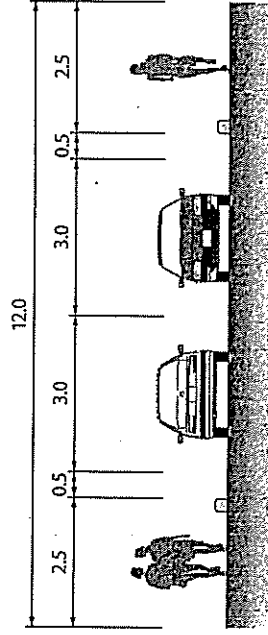
区間 (自)大和郡山市城の台町～(至)北郡山町
 延長 600m
 道路区分 第4種2級
 道路構造 車線数：2車線
 車線幅員：1車線あたり3.0m
 標準幅員：12.0m
 事業費 8.2億円

これまでの経緯

平成21年度 事業着手
 平成24年度 工事着手
 平成25年12月 部分開通
 平成30年1月 全線開通

標準断面図

(単位:m)



工事延長 L=76.3m 橋梁上部工(鋼単純非合箱桁橋)

橋長 59.5m

中町駐車場

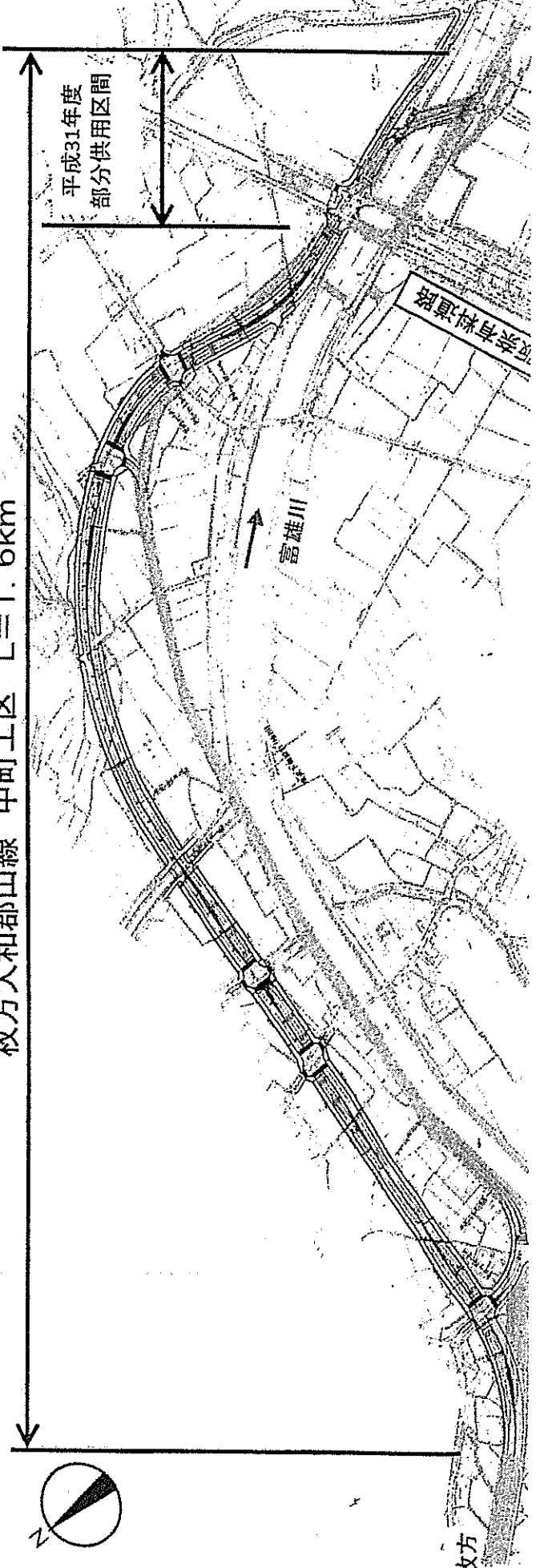
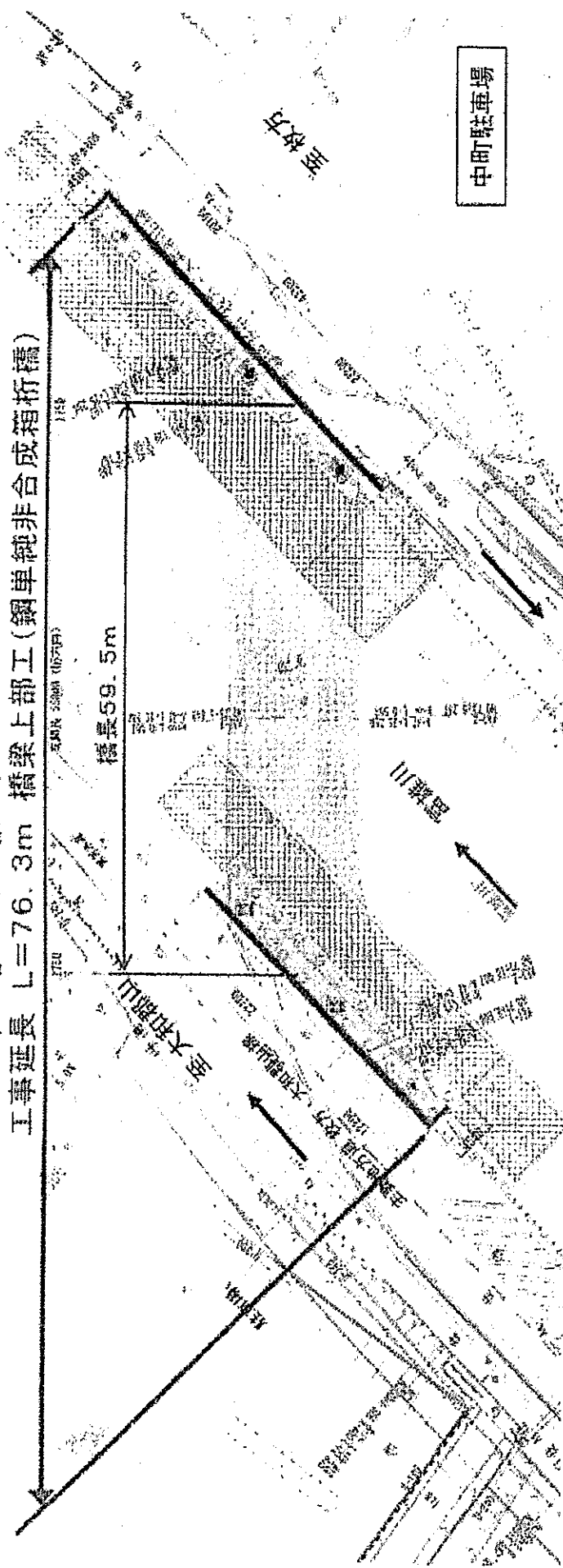
枚方大和郡山線 中町工区 L=1.6km

平成31年度
部分供用区間

富雄川

調査資料

至枚方

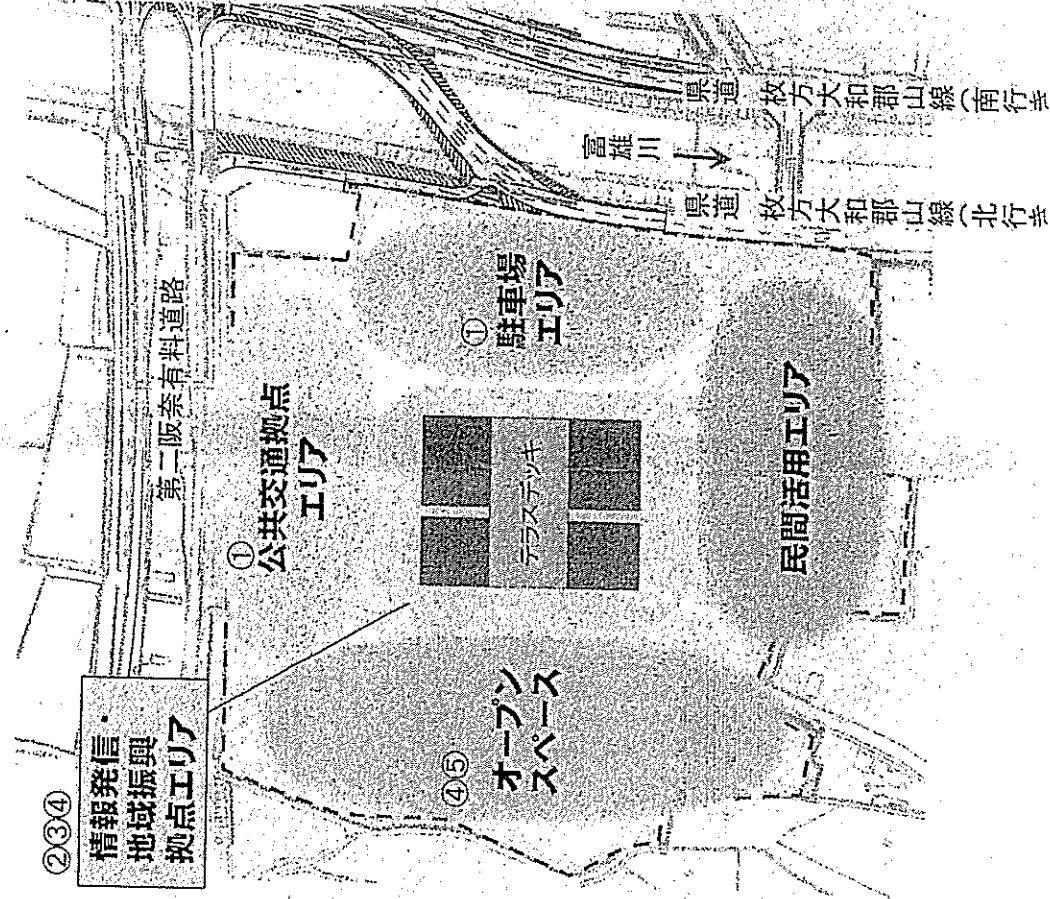


(仮称)中町「道の駅」について

基本計画案の概要《コンセプトと具体的施設》

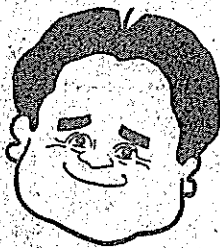
(仮称)中町「道の駅」周辺では、当該地域の魅力向上に繋がるよう近隣の県営公園や郡山城跡等を活用した拠点づくりを検討しており、これら観光施設のゲートウェイ機能を持たせるとともに、地域農業と連携し、スローライフを体感できる施設として、(仮称)中町「道の駅」を整備します

<p>① 奈良の新しい顔となる公共交通の結節点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バスターミナル 路線バス、高速バス、リムジンバス等のターミナル ● 駐車場 	<p>② 奈良観光のゲートウェイとなる情報発信拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観光情報発信施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬師寺・唐招提寺・法隆寺等の地域の観光情報を提供 ・ スローライフへ誘うゲートウェイとして、大和民俗公園、矢田山遊びの森、郡山城跡等の施設情報を提供 	<p>③ 地域の農産物や特産品を提供する直売所などの地域振興拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農産物直売所 近隣農家から出荷される米、茄子、イチゴ等の新鮮で質の高い農産物を販売 ● レストラン 近隣農家から出荷される農産物等を使った料理を提供し、その魅力を体感できる場を創出 ● お土産販売コーナー 地域資源である赤膚焼、奈良墨などの伝統産業や奈良県内で生産されたお土産品等を販売 	<p>④ 地域住民に「癒やし」と「くろぎ」を提供できる空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オープンスペース (芝生広場) 矢田丘陵を背景に奈良らしい風景を演出することでスローライフを体感できる空間を提供 ● テラスデッキ 回遊性を高め、施設全体のにぎわいの創出と休憩スペースでのくろぎを提供 	<p>⑤ 災害時には、広域防災拠点としての役割を担う空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の集結地としての活用 集結地としての活用や備蓄倉庫を配置
--	---	--	---	--





郵便区内特別



奈良県議会議員

たじり たくみ

田尻 匠

県政事務所 〒630-8213 奈良市登大路町36 大和ビル2F

第11号様式の4 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会開催)

会派・議員名 田尻 匠

年 月 日	平成30年 9月 30日 (日)			
場 所	富雄下川会館 (奈良市富雄北1-6-17)			
研修会名	奈良県政報告会と新奈良県総合医療センター周辺整備について			
相手方 (人数)	38名			
開催目的	奈良県政の施策説明と新奈良県総合医療センター周辺整備について説明し、質問を頂きながら県政の施策を理解のうえで、意見・要望を頂く			
内容、結果等 ※研修会開催の効果を明記のこと	<p>案内送付件数：約1,500部 (手渡しを含む)</p> <p>出席者数：38名 (台風24号 近畿地方接近のため集客に影響)</p> <p>所要時間：約1時間</p> <p>奈良県政の施策説明と特に富雄北地域の関心事である新奈良県総合医療センター周辺整備について、計画中のアクセス道路工事内容説明、最寄駅からのバス便新設要望などの質疑応答で出席者の理解を深めて頂いた。</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	封筒代 米岡印刷株式会社	6,555 円	@4.37 x 1,500 部	50
	案内の送付(631局) 奈良西郵便局	73,416 円	@56 x 1,311 通	52
	合計	79,971 円	(すべて政務活動)	
備考	添付資料：奈良県政報告会と新奈良県総合医療センター周辺整備について			

注 研修会の次第や資料、会場の写真等を添付してください。

奈良県政報告会と 新奈良県総合医療センター周辺整備について

奈良県議会議員
厚生委員会委員長 田尻 匠

被災の候 皆様には益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

さて、新奈良県総合医療センター（県立奈良病院）が5月1日に移転開院いたしました。そして病院周辺が奈良県によって大きく整備されます。県道枚方大和郡山線の4車線化・中町の県営駐車場跡地の「道の駅」構想と着々と整備を進めて参ります。

様々な課題を皆様にお伝え致したく、報告会を下記の通り開催させていただきます。是非、ご参加いただきます様ご案内申し上げます。

記

◎日 時 平成30年9月30日（日） 午後2時より

◎場 所 富雄下川会館 奈良市富雄北1-6-17

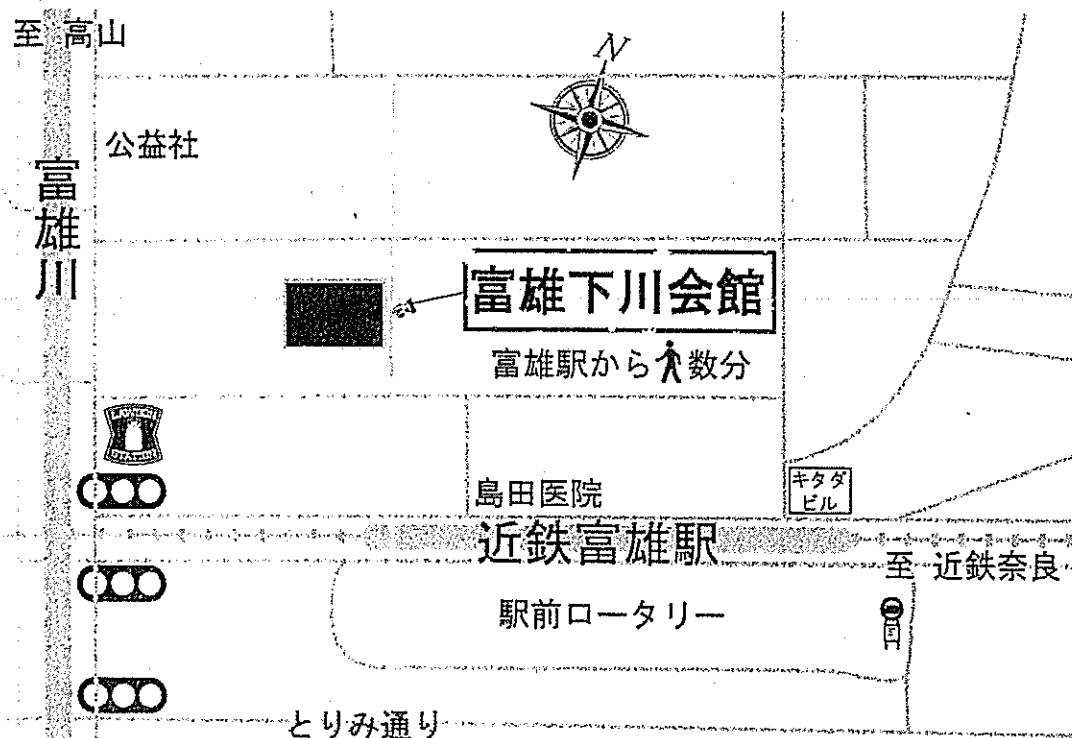
*当日、詳細な資料と地図をお渡し致します。

以上

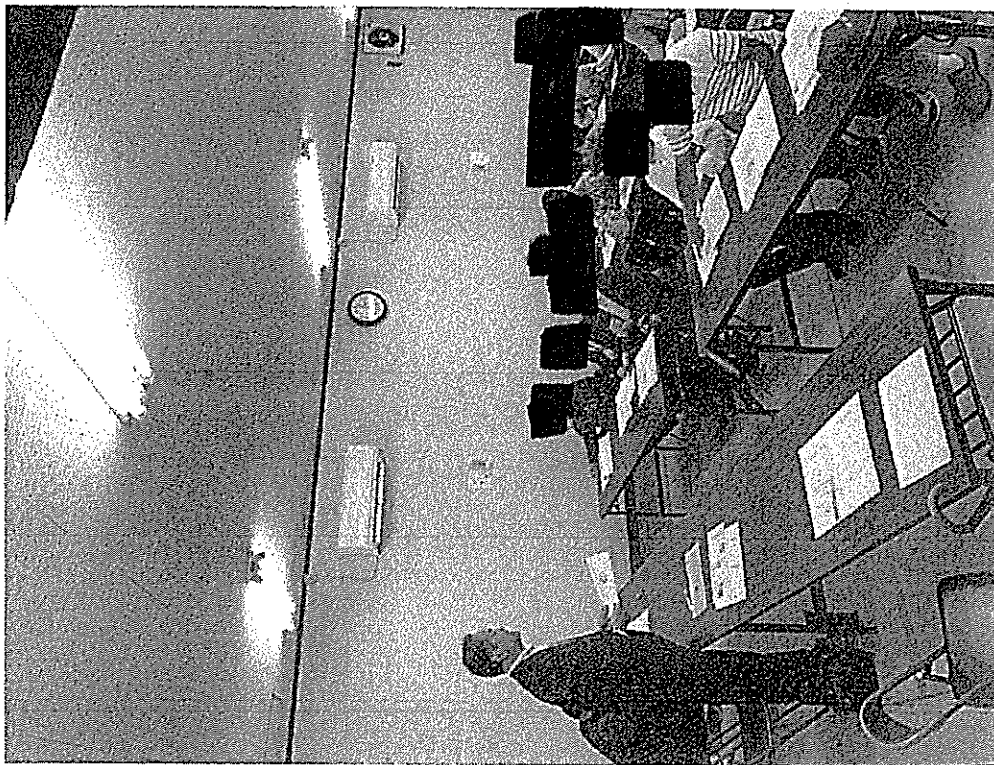
〒630-8213

田尻匠 県政事務所 奈良市登大路町36番地 大和ビル2階

電話番号 0742-26-1000

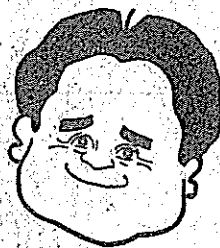


会館駐車場は有りませんので
富雄駅周辺の民間駐車場に
お願い致します





郵便区内特別



奈良県議会議員

たじり たくみ

田尻 匠

県政事務所 〒630-8213 奈良市登大路町36 大和ビル2F

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 田尻 匠

年 月 日	平成30年 12月 5日 (水) 他				
表題と発行部数	広報紙「県政ニュース」24,000部発行				
対象者	奈良市内、山添村				
配布方法	郵送 14,207部、手渡 1,793部、新聞チラシ 8,000部 (計 24,000部)				
発行目的	県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 100% その理由 (県政のみに限定)				
内容	奈良県政の施策を「県政ニュース」として送付 ・(仮称)登大路バスターミナル事業について ・ドクターヘリ運航開始について ・奈良県コンベンションセンターについて				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	封筒代 (<small>鶴出印刷機社</small>)	米岡印刷 株式会社	48,070円	@4.37 x 11,000部	64
	県政ニュース 印刷費	株式会社 ヨシガ 誠宏社	92,290円	@8.39 x 11,000部	84
	郵送費 (630局)	奈良中央 郵便局	300,496円	@56 x 5,366部	89
	郵送費 (631局)	奈良西郵便局	225,288円	@56 x 4,023部	90
	郵送費 (632局)	大和郡山 郵便局	13,386円	@69 x 194部	91
	プリンター インク	上新電機 株式会社	12,386円	封筒の宛先印刷	78
	封筒代 (<small>鶴出印刷機社</small>)	米岡印刷 株式会社	21,850円	@4.37 x 5,000部	73
	県政ニュース 印刷費	株式会社 ヨシガ 誠宏社	41,950円	@8.39 x 5,000部	85
	郵送費 (630局)	奈良中央 郵便局	267,966円	@56 x 4,277部 @82 x 347部	104
	県政ニュース 印刷費(チラシ)	株式会社 ヨシガ 誠宏社	67,120円	@8.39 x 8,000部	83
	新聞チラシ配布	株式会社 新広社	39,744円	@4.968 x 8,000部	108
	※100%充当 合計			1,130,546円	
備考	添付資料：広報紙「県政ニュース」				

注 発行した広報紙を添付してください。



県政ニュース

田尻 匠 県政事務所

奈良市登大路町36 大和ビル2階
TEL 0742 (26) 1000

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、奈良県も世界からの観光客を受け入れる整備が着々と進んでいます。来年2019年春には県庁東側に登大路バスターミナルが完成して、修学旅行生・団体客などバスで奈良観光にお越しの方に交通渋滞の緩和と奈良公園周辺の魅力を学んで頂きます。

2020年春には奈良市役所南に「大宮通り新ホテル・交通拠点」としてマリオットホテルの完成、国際会議、学術会議、セミナー、展示会などの機能を兼ねた2000人収容のコンベンション施設、屋内・屋外多目的広場、観光振興施設や長距離バス等の発着場、待合所のバスターミナル、地下400台の駐車場、NHK奈良支局の移転などが完成いたします。平城宮跡の歴史公園館の完成など新しい副都市としての街づくりが始まります。

奈良県議会では、この度、厚生常任委員会委員長に選任され、平成30年5月に奈良市七条町に移転・開院いたしました365日24時間「断らない救急医療」のER型救急医療の確立・ガン治療などの高度医療・子どもを安心して産み育てる周産期医療の拠点病院の奈良県総合医療センター(旧県立奈良病院)・県立医科大学附属病院・県民の念願でありましたドクターヘリなどの医療分野、高齢者・障害者支援対策・介護などの福祉分野、保育園・幼稚園などを含む子育て支援、女性の活躍と就労支援、DV対策などの子ども・女性分野と幅広く所管担当致します。

現在奈良県の空には3機のヘリが運航しています。奈良県の防災ヘリ「やまと」・奈良県警察ヘリ「あすか」・ドクターヘリが空から県民の命をお守りしています。

奈良県が加入いたしました関西広域連合(大阪府・兵庫県・京都府・

和歌山県・滋賀県・奈良県・徳島県・鳥取県・大阪市・京都市・神戸市・堺市の12公共団体で構成)に於いて関西広域連合協議会議員・理事として大阪国際会議場で開会されています本会議・医療防災委員会に出席して一県だけでは解決できない、自然災害(地震・台風・大豪雨など)の対応や対策、環境問題・高速道路・北陸新幹線・観光対策などと共に、東京一極集中を是正して、日本の双頭となるべき中央省庁の移転も目途に関西復権を掛けて運営されています。

今後とも皆様のご意見・ご要望を頂きながら奈良県発展の為に邁進して参ります。

奈良県議会議員
厚生委員会委員長
関西広域連合協議会議員

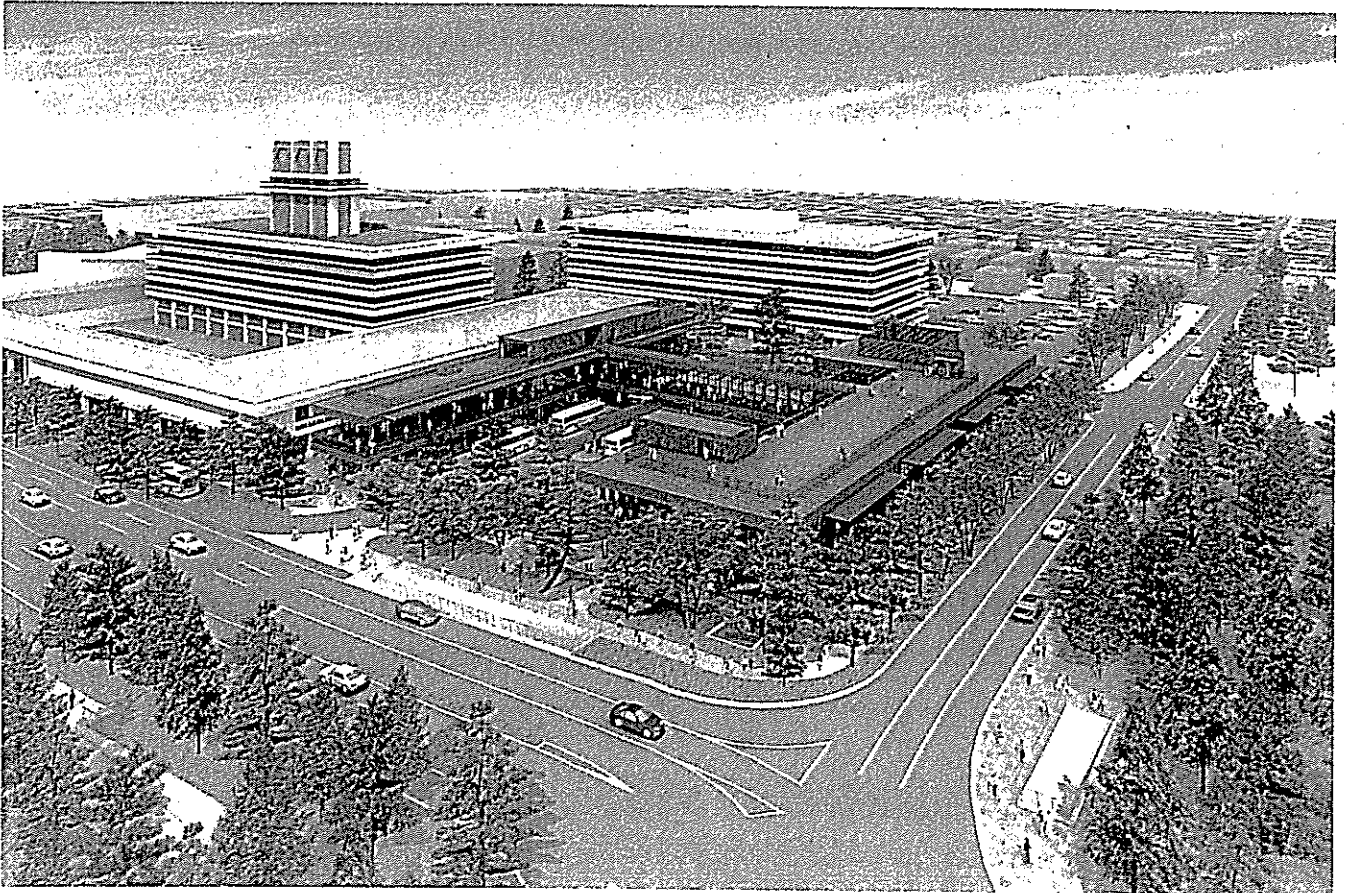
田尻 匠

(仮称) 登大路バスターミナル事業について

▶ (仮称) 登大路バスターミナル

奈良公園周辺の交通渋滞の緩和、周遊環境の向上を目的として、県庁本庁舎・東側にバスターミナルを整備しており、平成 31 年春の開業を目指しています。

バスターミナルには、観光バスの待ち時間や休憩時間を快適に過ごせるよう、アメニティの充実を図るとともに、奈良公園や周辺地域の歴史・文化を体験学習できる機能をもたせ、奈良公園の魅力を一層充実していきます。



(仮称) 登大路バスターミナルの完成イメージ図

▶ (仮称) 登大路バスターミナルの施設

バスターミナル	渋滞を緩和し、公園内の周遊環境を向上	乗降場、駐機場 交通コントロール施設
ガイダンス施設	魅力ある情報を発信し、滞在観光を促進	歴史展示 レクチャーホール (300 席)
おもてなし施設	休憩時間を快適に過ごしてもらい、アメニティの向上やリピーターの創出につなげる	飲食・物販店舗 展望の良い休憩スペース トイレ等
緑地	大宮通り、国道 369 号沿いの景観の向上	クロマツ疎林 ナラノヤエザクラ保全スペース

ドクターヘリ運航開始について

平成 29 年 3 月、県民多くの要望を受けて奈良県でドクターヘリが運航開始いたしました。ドクターヘリにより医師、看護師、機長、整備士が同乗して急患者のもとへ飛び立ちます。すでに運航開始以来平成 30 年 9 月末で 695 件の出動件数を重ね、奈良県内一円を約 15 分で、山岳遭難、交通事故、重患者、急患者を病院に搬送します。まさしく県民の「命」をお守りする最前線で活躍しています。



奈良県議会厚生委員会としてドクターヘリの視察（厚生委員長）

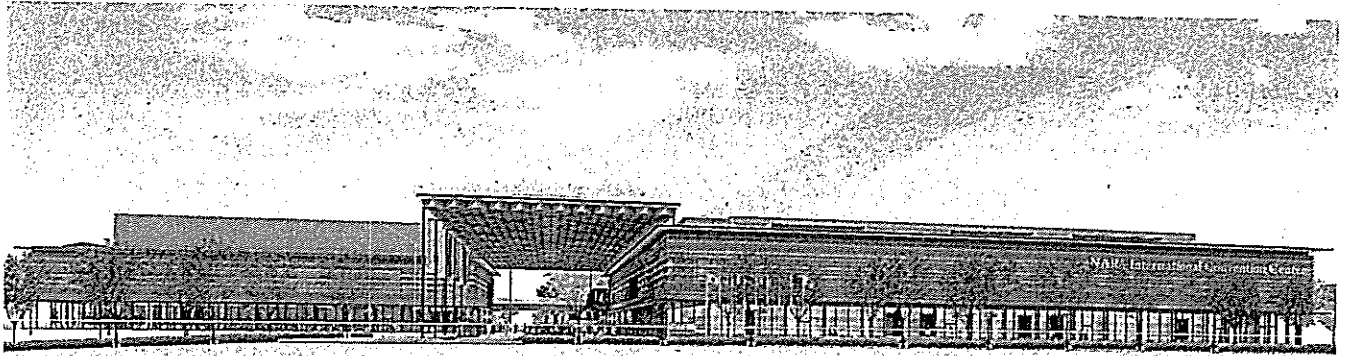


奈良県コンベンションセンターについて

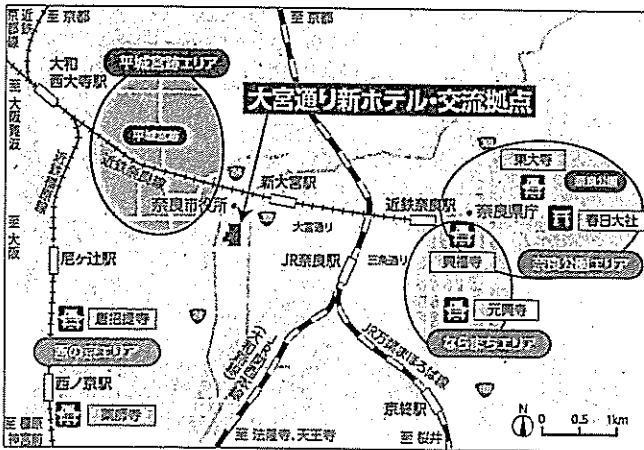
▶大宮通り新ホテル・交流拠点

2020年春 開業予定

奈良県コンベンションセンター



世界遺産に囲まれる「古都・奈良」の中心地に
県内最大の会議場・観光交流拠点が誕生

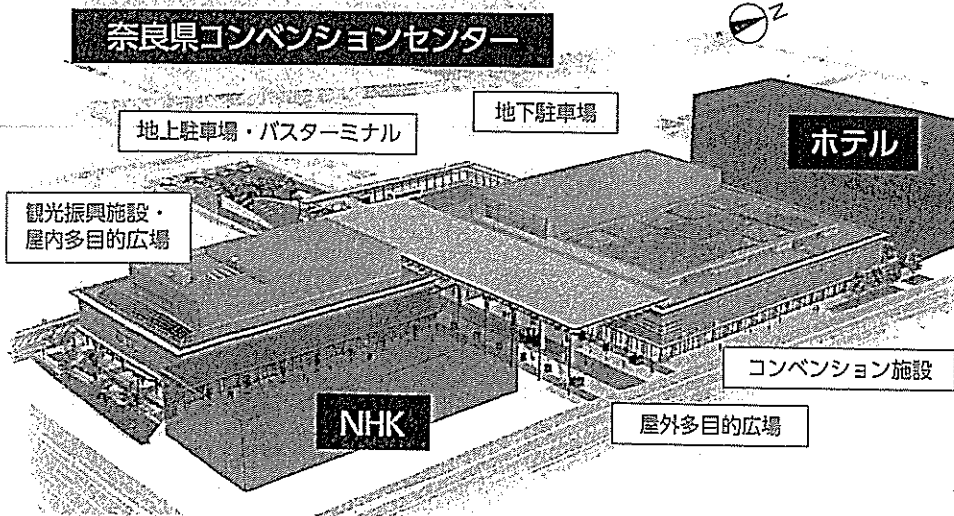


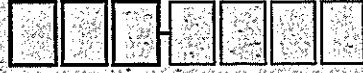
交通のご案内

鉄道	京都から	近鉄で約45分	近鉄 新大宮駅	徒歩 約10分
	大阪(難波)から	近鉄で約35分		
空港	大阪(天王寺)から	JRで約35分	JR 奈良駅	徒歩 約15分
	大阪国際空港(伊丹)から	空港バスで約60分 「奈良市庁前」下車すぐ		
	関西国際空港から	空港バス約90分でJR奈良駅・近鉄奈良駅着		

※ 開業時には当地への乗り入れを調整中

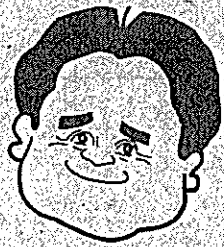
《大宮通り新ホテル・交流拠点 全体イメージ》





料金別納

郵便区内特別



奈良県議会議員

たじり たくみ

田尻 匠

県政事務所 〒630-8213 奈良市登大路町36 大和ビル2F

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 田尻 匠					
年月日	平成30年4月27日 (金) 他				
表題	田尻匠県政事務所ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会・県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域活動等も掲載している)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 政治活動の理念 ● プロフィール ● 県議会活動の報告 ● 関西広域連合議会活動の報告 ● 地域活動の報告 ● 県政への意見募集 				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	開設・制作・維持管理・サーバー使用料	LUQSO	10,000 円	月額定額	6 他
※ 50% 充当 合計 10,000 円 x 6 ヶ月 x 50% = 30,000 円					
備考	ホームページアドレス : http://tajiri-takumi.jp/ 添付資料 WEB サイト制作及び管理委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

WEBサイト制作及び管理委託契約書

Zugso

第15条(機密保持義務)

1. 甲および乙は、本契約に基づき業務上知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他の業務上の機密について、相手方の事前の書面による同意なく、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といたえども、第三者に提供または漏洩し、もしくは本契約以外の目的に利用してはならないものとする。

第16条(個人情報保護)

1. 個人情報保護に関する法律、日本の法律に於いての個人情報保護に関する法律に準拠し、従うものとする。

第17条(責任制限)

1. 乙は、制作物自体または制作物の仕様から直接的、または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、本契約で締結する金額を超えて責任を負わない。

第18条(本契約締結後の取消、中途解約)

1. 甲は本契約の締結後、本契約第3条で定めた契約期間の間は解約することができない。但し、甲の判断で運営が困難と判断した場合、甲は乙に対し契約解除日の30日前に契約解除の旨を通告し、甲乙共に協議を行った上で、本契約第3条で定めた契約期間を無視し解約することができるとする。

2. 契約解除になった場合、契約終了日をもって本WEBサイトの制作・運営は終了するものとする。終了後、乙は甲の指示に基づき、本WEBサイトのデータを破棄するものとする。

3. 契約終了日をもって、取得ドメイン idmiretakumi.jp の管理・所有権は甲から乙に移管し、乙はドメインの有効期限を迎えるまで管理を行う。尚、有効期限を迎えた場合は更新をせず、破棄のために更新手続きを行わないものとする。

第19条(協議)

1. 本契約にない事項及び本契約書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第20条(再委託)

1. 乙は、自らの責任において、本業務の一部を第三者に委託することができる。

2. 乙は、前項の場合、当該再委託者に対し本契約第5条に定める秘密保持義務と同様の義務を負わせなければならない。

第21条(契約上の地位の移転等の禁止)

1. 甲および乙は、本契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ず、第三者に譲渡もしくは移転しまたは第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。ただし、前条の定めに基づく再委託の場合には、この限りではない。

当該WEBサイト(WEB)の制作及び管理委託者 たじりたくみ県政事務所(以下「甲」という)と、その受託者であるLUQSO代表岡田 広仁(以下「乙」という)とは、下記「たじりたくみ県政事務所WEBサイト」(以下「本WEBサイト」という)の制作及びその管理委託業務等に関し、以下のとおり契約を締結する。

尚、「本WEBサイト」の基本的な構成は、乙が甲に仕様書(別紙仕様書)により、甲乙相互に確認し承認するものとする。

第1条(制作委託)

1. 甲は乙に対し、別紙仕様書の本WEBサイトの制作を委託し、乙はこれを受託する。

2. 乙は本WEBサイトの制作に責任を負う。

3. 甲は、本WEBサイトが他人の著作権およびその他の権利を侵害しないことを保証する。本WEBサイトにより権利侵害などの問題を生じ、その結果、乙または第三者に対して損害を与えた場合、甲乙事前に協議を行った上で、甲がその責任を負う。

第2条(本WEBサイトの管理運営)

1. 本WEBサイトの内容(コンテンツ)に関しては甲の責任とする。甲は乙に対し、本WEBサイト内の文章の追加・修正・削除などを要求することができる。乙はそれを速やかに行わなければならない。

2. 但し、甲が乙に対し、別紙仕様書に定めた内容や体裁以外的大幅な変更、あるいは大幅な加筆・修正を希望する場合は、甲乙が事前に協議を行い、仕様の変更及びそれによって生じる経費を書面にて示し、双方合意をたうえでそれを行うものとする。

3. 甲は乙に対し、前項で合意した代金を、本契約第3条で定めた金額とは別途支払うものとする。

4. 乙は甲に対し、本契約締結後から契約終了まで3ヶ月ごとに運営に関する作業等の報告を書面にて提出する。

第3条(支払と契約期間)

1. 本著作物の別紙仕様書に基づく制作及び管理運営の代金を、甲は乙に契約締結後、毎月下旬に乙の銀行口座へ支払うものとする。尚、制作費と運営費を含め、月額10,000円(税込)とし、乙は甲に対し、都度請求書及び領収書を発行する。

2. 契約期間は、2016年8月1日から2019年7月31日までの3年間とする。

第4条(権利の帰属)

1. 本契約に基づくWEBサイト制作に必要なHTMLデータ及び画像データ、スクリーンショット等の一切の制作物(以下「制作物」という)に関する所有権は乙に帰属する。

甲が提出した、テキスト原稿・画像等に関する所有権は甲に帰属する。

2. 本契約第8条に基づき、契約を解消した場合、解除日からWEBサイトのデータすべては乙に帰属し、乙は甲の指示に基づき、破棄するものとする。

第12条(条項の無効について)

1. 万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第13条(準拠法について)

1. 本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第14条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は本契約書第3条に基づくものとし、本契約締結の日から委任業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合には、前項の定めにかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第15条(協議および管轄裁判所について)

1. 本契約に定めのない事項に関して甲乙間で問題及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 甲および乙は、本契約に関して当事者に紛争が生じ、訴訟の必要性が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年8月1日

甲 住 所 奈良市登大路町36番地 大和ビル2階

社 名 たじりたりくみ県政事務所

代 表 者 田尻 匠



乙 住 所 奈良市三碓3丁目1番7号

社 名 LUQSO

代 表 者 岡田 広仁



平成30年度事務所状況報告書

会派・議員名 田尻 匠

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市登大路町36番地 大和ビル2階 電話 0742-26-1000 延べ床面積 19 m ²
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (2月～選挙事務所)
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 大東興産株式会社) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 19 m ² (a) うち政務活動使用面積 19 m ² (b) (2月～) 9.5 m ² <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 19 / 19 → 按分率 1 / 1 (2月～) 9.5 / 19 (2月～) 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (2月～) 1 / 2 (按分率の考え方: 面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 来客用と自己使用で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (2月～) 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

大和ビル 賃貸借契約書

賃貸借契約書

大和ビル所有者賃貸人大東興産株式会社(以下甲という)賃借人 田代 西 (以下乙という)との間に末尾記載の物件について、次の通り賃貸借契約を締結した。

第1条 甲は乙に対し、末尾記載の物件(以下単に物件という)を次条以下の条項により賃貸し、乙はこれを賃借することを約諾した。

第2条 (用途の制限)

乙は物件を乙の営業用の事務所以外の目的に使用しないものとする。

第3条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は平成27年5月10日より同30年5月10日までとする。ただし、期間満了6ヶ月前に、甲、乙別段の意思表示をしないときは、本契約と同一条件でこの契約を更新するものとする。

上記更新の場合契約期間については、別途考慮するものとする。

第4条 (期間内解約)

期間内に乙が解約を希望する場合は甲に対し、六ヶ月前に予告せねばならない。但し乙は予告にかえて6ヶ月分の賃料相当額を支払うときは、即時解約することができる。

第5条 (賃料)

賃料は月額金 37,000円也と定め、乙は第6条所定の諸費用(附加使用料・共益費)と共に毎月25日迄にその翌月分を甲の事務室またはその指定する場所に持参支払うものとする。

賃貸借期間が1ヶ月未満の場合及び賃料、その他増減のあった場合は日割計算とする。

賃料は毎月末日を1切日とする。

(賃料以外の諸費用)

1. 乙は次の諸費用を負担するものとする。

- イ 借室内電熱料(電球取替費共)及乙が特設した専用電気設備の電力料
- ロ ガス代
- ハ 上・下水道料
- ニ 冷暖房料(期間中)
- ホ ビル内外の清掃料負担金
- ヘ 電気・エレベーター等保安料
- ト ビル整備料

第12条

(賃借人の禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- 1 建物の保全に害となる行為
- ロ 他の借室人に迷惑となる行為
- ハ 別に定める館内規則に違反する行為

(物件内造作及び設備の新設等)

乙が次の行為をするには、予め書面により甲の承諾を得ることを必要として、その費用は乙の負担とする。

- 1 物件内の造作、間仕切、建具等の新設または模様替をするとき。
- ロ 電灯の増設、移転、電話の引込線設、給排水流しおよび電気等設備の新設、増設、移転、変更等をするとき。
- ハ 物件の外画(出入口ドア・外壁窓硝子・スクリーン・シャッター等を含む)に簡号、商標その他のものを表示するとき。
- ニ 金庫の据付、その他重量物の搬入据付をするとき。
- ホ 物件出入口ドアの錠及びドアチェーンを取替えるとき。
- ヘ 看板及び広告設備をするとき。

第14条

(物件内外の修繕費負担区分)

- 1. 甲は建物本体及び共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行なう義務を負う。
- 2. 物件内の壁、天井、床等に対する修繕(塗装替を含む)は乙の負担とする。
- 3. 第2項の要修理箇所を発見した場合、乙は速やかに甲に通知すると共に修繕するものとする。

第15条

(損害賠償義務)

- 1. 乙またはその使用人が故意または過失により物件及び共用部分その他を損壊のときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し、また甲に与えた損害を賠償しなければならぬ。
- 2. 前項の損害賠償額の算定は賠償当時の時価を基準として、甲乙協議の上、これを決定する。

第16条

(甲の契約解除権)

乙に次の各号の一つに該当する行為があったときは、甲は催告なしに本契約を解除することができる。

- 1 本契約第5条、第6条所定の賃料及び諸費用の支払いをにに2ヶ月分を延滞したとき。
- ロ 本契約第2条及び第9条の至第12条までの規定に違背する行為があったと

手 清掃用消耗品代(トイレットペーパー、石鹸液、ワックス等)

2. 前項の費用の非出に当たっては、専用計量器のあるものはこれに依り、専用計量器のないものについては、公正妥当と認められる方法により甲乙協議の上定める。

第7条

(賃料その他の改訂)

本契約期間中であっても、法令の定めにより、または経済情勢の変動・公租公課、その他の負担の増減あるいは前2条の賃料その他の諸費用が近隣ビルのそれと比較して著しく不相当となった等の場合においては、賃料その他諸費用の改訂を相手方に請求することができる。

第8条

(敷金)

- 1. 本契約に基づく乙の債務を担保するため、乙は甲が定める敷金 200,000 円を本契約と同時に甲に預入れ甲はこれを受領した。
- 2. 乙が賃料の支払を延滞し、または損害賠償その他本契約に基づく、甲に対する金銭債務を負担した場合、甲は乙に対して何らの催告なしに第1項の敷金全部または一部をその弁済に充当することができる。
- 3. 前項の場合乙は充当の通知を受けた日から、一週間以内に第1項の金額に達するまで敷金額を補充しなければならない。
- 4. 敷金は本契約が終了し、物件の明渡完了と同時に30%を差引き、甲より乙に返還する。
- 尚、差引き30%には消費税を加算し契約時に甲に支払う。
- 5. 敷金には利息をつけない。

第9条

(賃借権の譲渡及び転貸禁止)

- 1. 乙は賃借権の一部または全部の譲渡、物件の一部または全部の転賃をしてはならない、と同時に物件を第三者の事務所営業所に充当してはならない。
- 2. 乙がその代表者を変更した場合は直ちにその旨を書面により、甲に届けなければならぬ。

第10条

(第三者の同居等の制限)

乙は甲の書面による承諾なしに物件内に乙以外の第三者を同居させたり、その在室名義を掲示したり、またはその連絡事務所としたりしてはならない。

第11条

(居住等の制限)

- 1. 乙は物件内に住居を設けてはならない。ただし、予め書面による承諾を得た場合に限り交替制の箱直者を置くことができる。
- 2. 乙が午後六時以降の残業をする場合、または深夜勤務ないし徹夜作業をする場合は予め書面により、その旨甲に届出なければならぬ。

以上契約締結の証として本書二通を作成し、各自署名捺印の上当事者各一通を保有する。

平成 27 年 5 月 10 日

甲 (賃 賃 人)

奈良市 36 番地

大東株式会社

代表取締役

代表取締役

乙 (賃 借 人)

茶臼山依地 1-16-20

司 川 氏

連帯保証人

賃貸借物件の表示

奈良市登大路町 36 番地

大和ビル内

2 階 A 号室 2

床面積

6.7 (坪)

特約条項

但し 第 6 条 及び 第 8 条 4 項 は 抹 消 す

庫 賃 料 金 は 別 途 請 求 可 也

既 庫 場 は 現 在 主 体 の 公 共 用 途 使 用 可 也

既 庫 場 料 金 は 1 ケ 月 毎 納 付 可 也

平成 28 年 4 月 分 より 上記 庫 賃 料 金 延 金 10,000.00 円 に 変 更 可 也

ハ その他本契約に違背する行為があったとき。

第 17 条 (本契約終了原因)

1. 前条による解約及び当事者の合意による解約以外に乙が解散し、または他に合併され、もしくは破産の宣告があった場合本契約は当然終了する。
2. 天災地変その他不可抗力により建物の全部または一部が滅失、若しくは破損して物件の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

第 18 条 (原状回復義務)

本契約が終了したときは、乙は予約期間及び本契約期間中実施した物件内造作、間仕切、建具等の新設または模様替ならびに乙が設置した諸施設は撤去するか、または甲に対しこれを無償提供しなければならぬ。

第 19 条 (造作買取請求権等の放棄)

乙は甲に対し前条の造作その他の買取りを請求できず同時に物件の明渡しに当り、第八条規定の返還金の外に事由名目の知何を問わず、甲に対し移転料その他の金員の請求をすることはできない。

第 20 条 (明渡し完了までの使用料)

乙は第 18 条の明渡し完了に至るまでの賃料及び諸費用に相当する金額を延滞使用料として甲に支払い、尚損害ある場合はこれを賠償しなければならない。

第 21 条 (甲の物件内立入権)

1. この建物の保全、衛生、防犯、防火、防汚等のためで、かつ予め乙の了解を得るひまのない非常の場合及び建物の管理上火急でやむを得ない場合にあっては、甲は乙の賃借物件内に立入り又は内外を巡視することができる。

2. 前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとし、その経過、てん末等を乙に通報するものとする。

第 22 条 (甲の免責事項)

甲は天災、火災、その他甲の責に帰するところのできない事由で乙が蒙った損害および益難に対してその責に任じない。

第 23 条 (連帯保証人)

連帯保証人は本契約に基き乙の負担する一切の債務履行に関し乙と連帯してその責に任ずる。

第 24 条 (一般法令その他の適用)

本契約に定めのない事項または、疑義が生じたときは法令および一般慣習の商慣習に従い、甲乙協議して定めるものとする。

平成30年度雇用状況報告書

会派・議員名 田尻 匠

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] 1
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	平成30年 4月 1日 ~ 平成31年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助 (2月~) 政務活動関連事務補助及び選挙事務補助 <input checked="" type="checkbox"/>	
⑤給料(賃金)	800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 10/1 ~ 820円	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動関連事務処理補助のみ) → 按分率 1 / 1 (2月~ 政務活動+選挙活動) → 1 / 2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月 31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	奈良市登大路町36番地 大和ビル2階 田尻匠県政事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助		
就業時間 (休憩時間)	10:00 ~ 16:00 (休憩1時間) 週3日程度		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 800円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月月末) 賃金支払日 (翌月初旬) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">平成30年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者</div> <div style="text-align: center;">田 尻 匠</div> <div style="text-align: center;">[REDACTED]</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">被雇用者</div> <div style="text-align: center;">[REDACTED]</div> <div style="text-align: center;">[REDACTED]</div> </div>			

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年10月 1日から 平成31年 3月 31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	奈良市登大路町36番地 大和ビル2階 田尻匠県政事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助		
就業時間 (休憩時間)	10:00 ~ 16:00 (休憩1時間) 週4日程度		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 820円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月月末) 賃金支払日 (翌月初旬) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">平成30年10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者 田 尻 匠</div> <div style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED]</div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(平成30年度)

【議員名 田尻 匠】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		2018/4/1							
	〒	市町村	年	月		年	月								
労働日数	4月 12	5月 10	6月 12	7月 10	8月 11	9月 12	10月 16	11月 21	12月 21	1月 19	2月 27	3月 30	賞与1	賞与2	合計
労働時間数	60	50	60	50	55	60	80	105	105	95	135	150			201
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			1,005
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
基本給	48,000	40,000	48,000	40,000	44,000	48,000	65,600	86,100	86,100	77,900	110,700	123,000			817,400
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	48,000	40,000	48,000	40,000	44,000	48,000	65,600	86,100	86,100	77,900	110,700	123,000			817,400
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給額	48,000	40,000	48,000	40,000	44,000	48,000	65,600	86,100	86,100	77,900	110,700	123,000			817,400
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	48,000	40,000	48,000	40,000	44,000	48,000	65,600	86,100	86,100	77,900	110,700	123,000			817,400
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
差引支給額	48,000	40,000	48,000	40,000	44,000	48,000	65,600	86,100	86,100	77,900	110,700	123,000			817,400
領収印	[Redacted]														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月 31日まで		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員 その他 ()
就業場所	奈良市登大路町36番地 大和ビル2階 田尻匠県政事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助。		
就業時間 (休憩時間)	10:00 ~ 16:00 (休憩1時間) 週3日程度		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 800円 諸手当・通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月月末) 賃金支払日 (翌月初旬) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">平成30年 4月 1日</div> 雇用者 田 尻 匠 [REDACTED] 被雇用者 [REDACTED] [REDACTED]			

政務活動補助業務賃金台帳(平成30年度)

【議員名 田尻 匠】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	加入年月日	2018/4/1								
	〒	市町村	年	月											
労働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働時間数	11	9	11	12	7	0	0	0	0	0	0	0			50
時間外労働	55	45	55	60	35	0	0	0	0	0	0	0			250
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
基本給	44,000	36,000	44,000	48,000	28,000	0	0	0	0	0	0	0			200,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	44,000	36,000	44,000	48,000	28,000	0	0	0	0	0	0	0			200,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給額	44,000	36,000	44,000	48,000	28,000	0	0	0	0	0	0	0			200,000
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	44,000	36,000	44,000	48,000	28,000	0	0	0	0	0	0	0			200,000
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
差引支給額	44,000	36,000	44,000	48,000	28,000	0	0	0	0	0	0	0			200,000
領収印	[Redacted]														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

